

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	加藤 憲司
【住所又は本店所在地】	愛知県名古屋市千種区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年4月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	大成株式会社
証券コード	4649
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	名古屋証券取引所市場第二部

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	加藤 憲司
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市千種区
事務上の連絡先及び担当者名	T M I 総合法律事務所 弁護士 小川 周哉 / 同 市川 琢巳
電話番号	03-6438-5511

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社アイ・ケイ・ケイ
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目31番12号
事務上の連絡先及び担当者名	T M I 総合法律事務所 弁護士 小川 周哉 / 同 市川 琢巳
電話番号	03-6438-5511

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	朝日土地建物有限会社
住所又は本店所在地	名古屋市千種区東山元町一丁目49
事務上の連絡先及び担当者名	T M I 総合法律事務所 弁護士 小川 周哉 / 同 市川 琢巳
電話番号	03-6438-5511

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.14
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年3月25日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(2)【保有目的】

経営者として経営権維持のため保有

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(2)【保有目的】

経営者として経営権維持のため保有。

<p>なお、提出者1は提出者2及び提出3とともに、提出者2が発行者に対し開催を要請する、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき発行者の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において当該各議案に賛成する予定です。</p>
--

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>提出者1は、令和元年8月22日及び令和2年8月20日付でそれぞれ取得した発行者普通株式2,000株（合計4,000株）について、発行者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、当該契約により、それぞれの取得日から50年後までの期間、当該株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。</p>

<p>提出者1は、令和3年2月8日付で、株式会社アイ・ケイ・ケイ（以下「公開買付者」といいます。）との間で、公開買付者が令和3年2月9日から令和3年3月24日を買付け等の期間として実施した、発行者の普通株式を対象とする公開買付けに関し、提出者1が保有する発行者の普通株式の全て（但し、発行者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬である発行者の普通株式4,000株を除く720,000株に限ります。以下同じです。）を、当該公開買付けに応募する旨の合意をしております。これに基づいて、提出者1は、提出者1の保有していた発行者の普通株式の全てについて当該公開買付けに応募いたしました。当該公開買付けは、令和3年3月24日に成立し、決済の開始日は令和3年3月31日を予定しております。発行者の株式等の議決権の行使について、提出者1、提出者2、提出者3は共同して行うことに合意しています。</p>

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	

取得資金合計（千円）（W+X+Y）	
-------------------	--

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	令和元年8月22日、譲渡制限付株式報酬制度により2,000株取得 令和2年8月20日、譲渡制限付株式報酬制度により2,000株取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（2）【保有目的】

提出者2は、発行者の普通株式の非上場化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。
具体的には、提出者2は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき発行者の普通株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を発行者に要請する予定です。
なお、提出者2は、本臨時株主総会において当該各議案に賛成する予定です。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（2）【保有目的】

提出者2は、発行者の普通株式の非上場化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。
具体的には、本臨時株主総会の開催を発行者に要請する予定です。
なお、提出者2は、提出者1及び提出者3とともに本臨時株主総会において当該各議案に賛成する予定です。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年3月30日	株券（普通株式）	3,575,095	66.58	市場外	取得	1,140

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年3月24日	株券（普通株式）	3,575,095	66.58	市場外	取得	1,140

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/ 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者2は、発行者の普通株式を取得することを目的として、令和2年2月9日から令和2年3月24日を買付け等の期間として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。本公開買付けは、令和3年3月24日に成立し、本公開買付けの決済の開始日は令和3年3月31日を予定しております。

また、提出者2は、令和3年3月25日付で、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの借入れ（以下「本融資」といいます。）に際し、提出者2の所有する発行者の普通株式の全てを本融資の担保として差し入れるため、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行との間で、担保権設定に関する協定書を締結しました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/ 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者2は、発行者の普通株式を取得することを目的として、令和3年2月9日から令和3年3月24日を買付け等の期間として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。本公開買付けは、令和3年3月24日に成立し、本公開買付けの決済の開始日は令和3年3月31日を予定しております。

また、提出者2は、令和3年3月25日付で、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの借入れ（以下「本融資」といいます。）に際し、提出者2の所有する発行者の普通株式の全てを本融資の担保として差し入れるため、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行との間で、担保権設定に関する協定書を締結しました。発行者の株式等の議決権の行使について、提出者1、提出者2、提出者3は共同して行うことに合意しています。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）/ 3】

（2）【保有目的】

発行者の創業家一族の資産管理会社であり、安定株主として長期保有を目的としております。

なお、提出者3は提出者2とともに、本臨時株主総会において各議案に賛成する予定です。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）/ 3】

（2）【保有目的】

発行者の創業家一族の資産管理会社であり、安定株主として長期保有を目的としております。

なお、提出者3は、提出者1及び提出者2とともに、本臨時株主総会において各議案に賛成する予定です。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）/ 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者3は提出者2とともに、本臨時株主総会において各議案に賛成する予定です。

提出者3は、令和3年3月25日付で、本融資に際し、提出者3の所有する発行者の普通株式の全てを本融資の担保として差し入れるため、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行との間で、担保権設定に関する協定書を締結しました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）/3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者3は、令和3年3月25日付で、本融資に際し、提出者3の所有する発行者の普通株式の全てを本融資の担保として差し入れるため、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行との間で、担保権設定に関する協定書を締結しました。発行者の株式等の議決権の行使について、提出者1、提出者2、提出者3は共同して行うことに合意しています。